

令和4年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	議題の内容	回答
1	<p>・低木の伐採、除草の実施について 次の場所は歩行が困難となっているため、低木の伐採・除草を希望します。</p> <p>① 馬場東公園北側（低木の伐採・年2回） ② 清水橋、馬場橋下の排水路沿い（除草） ③ 清水橋～米原橋の排水路沿い（除草） ④ 新宿113～115、109～112、94～97（低木の伐採・除草）</p>	<p>ご要望の低木の伐採、除草については、次のとおりです。</p> <p>① 馬場東公園北側に低木の剪定については、さいたま市公園緑地協会に依頼しております。 【都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】</p> <p>② 清水橋、馬場橋下の排水路沿い、③清水橋～米原橋の排水路沿いについては、南部建設事務所河川整備課へ対応依頼済みです。 【建設局 南部建設事務所 河川整備課】</p> <p>④ 新宿113～115,109～112,106～108,94～97の除草と立木の伐採については、くらし応援室において、業者に発注済みです。 【緑区役所 くらし応援室】</p>
2	<p>・道路標識の設置、住宅地内速度について 最近の土地開発に伴う急激な住宅の増加により交通量が増えたため、見通しが悪くなりました。 特に三室870番地を中心とする道路は地元の安心・安全が保てなくなっています。そこで、危険と思われる添付の地図の場所に「止まれ」の道路標識、また住宅地内の速度規制を要望します。</p>	<p>① 交通規制について ご要望の「止まれ」の道路標識並びに住宅地内の速度規制につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。 ご要望いただきました「止まれ」の標識設置及び住宅地内の速度規制につきましては、令和4年6月15日(水)に浦和東警察署交通課の担当者に確認したところ、引き続き検討しているとのことです。要望内容につきましては、改めて7月7日(木)に浦和東警察署交通課の担当者に文書にて提出いたしました。 【浦和東警察署】</p> <p>② 現道の交通安全対策について 緑区役所くらし応援室では現地を確認し、消えかかっている路面表示の塗り直しを行ってまいります。また、7月27日(水)に車両に対する注意喚起の看板として「住宅地につき スピード落とせ」を2枚設置しました。なお、三室910番地付近の交差点は、電柱が民地に設置されているため、看板の設置には地権者の同意が必要となります。 【緑区役所 くらし応援室】</p>
3	<p>・公道補修について 別図に示した公道は、自治会内の居住者がバス通りになるため、利用者が多い状況です。 北宿通りから繋がる公道は、損傷が激しく、窪みができ、降雨の後は水たまりにもなっています。 徒歩で歩いたり、自転車で走行していても窪みが深く、転倒する恐れがありますので、是非補修していただきたく、お願いいたします。</p>	<p>公道の補修については、くらし応援室では道路陥没等の部分的な補修を行っております。 また、今回の路線については、道路側溝等が整備されておらず水溜まり等ができてしまう状況の道路ですので、沿道の土地所有者の皆さまのご協力のもと「暮らしの道路整備事業」により道路を整備することも考えられます。関係の皆さまとご相談いただき、整備を希望される場合は、南部建設事務所道路安全対策課へご相談ください。 【緑区役所 くらし応援室】</p>
4	<p>・カラス除けゴミ集積所の公報での特集号のお願い 当自治会は、月1回定例会を開催しています。 その時に、近隣にあるゴミ集積所を錆びにくい金属製の折りたたみ式への置き換えを認めてほしいとの要望が多々あり、担当者が東部清掃事務所に相談に行くと、「道路上に無断で置いて事故等が起こった時は、市は責任を持ちません」とのことです。 一自治会でも対応に困るので、市の公報で特集して、最良のごみ出し方法を掲載してほしい。</p>	<p>収集所におけるカラス対策につきましては、生ごみを見せないようにシートや新聞紙で覆うことや水気を切るなどして生ごみの量を減らすこと、また、カラスよけネットを使用することは、それが適切に実施されれば、簡便かつ低コストでカラスによる被害を最小限に食い止める有効な方法であると考えております。 金属製の折り畳み式ボックスの使用につきましては、カラス除け対策として効果的ですが、カラス除けネットに比べ、コストもかかり、また、ボックス設置にはある程度の面積が必要となり、設置できる場所が限られてしまうこともございます。 カラス除けネットを使用する場合につきましては、正しく使用することで効果が上がることから、市では使用方法に関するチラシやホームページに啓発記事を掲載し、市民周知を図っているところでございます。 今後におきましても、チラシ、ホームページ等様々な方法による周知を行うとともに、被害が大きく常態化している場合には、職員が現場確認に向き、地域の方と協議しながら、それぞれの実情に応じた対応を進めてまいりたいと考えております。 【環境局 資源循環部 廃棄物対策課】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	議題の内容	回答
5	<p>・街路樹下の低木伐採について 軽自動車や小型乗用車を運転中、脇道から大通りに出る際、必ず左右の確認に手間取ります。特に、右側確認の時、低木が邪魔になって、大通りを走っている自転車や自動車の姿が見えません。仕方なく、自車のボンネットを大通り側に出して、確認できるまで前進しますが、毎回非常に怖い思いをしています。</p> <p>その点、JR武蔵野線東浦和駅前から、北方向の旧国道463号までの通りは、街路樹もなく、低木もないので、脇道から大通りに出る時、左右確認がしやすく、安心して大通りに出られます。</p> <p>緑化も大切だと思いますが、安心安全な住みよい街づくりを目指す私共には、危険を含む低木はいらないと考えます。低木が植栽されている、大通りと脇道との交差点付近の左右数mの低木伐採を希望します（左右が容易に確認できる距離）。毎日の悩みなので、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。</p>	<p>街路樹の低木は、剪定業者になるべく低く抑えるように指導しておりますが、低木の種類や成長の度合いによってすべて一定の高さで剪定することが難しいところですが、今後も、交差点での見通しが悪くならないよう、全体的に低く抑えるように指導してまいります。また、交差点付近の一部低木の伐採についてですが、現地を確認して検討してまいります。</p> <p>※ 低木の木はある程度の高さに成長すると、植物の生長の為、刈り込める高さにも制限が生まれます。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】</p>
6	<p>・毎年度の植樹帯選定作業の低木化について 緑化対策の事業として、道路に街路樹や植樹帯を設けることが一般的になり、環境の面からは効果を発揮していると思います。</p> <p>しかしながら、以前から指摘しているとおり、せっかくの植樹帯も背が伸びてくると交通の妨害となっております。一部は伐採していただきましたが、今でも110cmを超える異常な高さの植樹帯があり、一旦停止をして交差点に入ろうとしても、植樹が邪魔でかなり前に出ないと右から来る車やバイクが気づらく、危うく衝突しそうになることがあります。幼児の背の高さより高い植樹帯で陰になり、見えないこともあります。</p> <p>そこで、植樹帯は木が伸びることを想定し、極端に低木にするとか、あるいは見通しが良くなる場所までの伐採、撤去をお願いします。本懇談会が開催される頃には、いつも剪定が終わっており、前からの要望が伝わっていないのか、前年度から伸びた長さの分しか剪定しておらず、高いままです。要望のあるにかかわらず、どこの植樹帯も70cm以下に切って、見通しの良い安全な道路の実現を望みます。</p> <p>道路維持課の業務は、区役所に下りてきていないと思われまますので、南部建設事務所の道路維持課に要望を伝えていただきたい。</p>	
7	<p>・宮本2-6付近道路陥没の抜本対策について 当該地は道路地盤が弱く、陥没と穴埋め対応が常態化しています。最近、大型車両の通行もあり、陥没の頻度が高まっています。当該道路は通学路でもあるので、大型車の通行禁止措置も検討してほしい。</p>	<p>① 道路の陥没対策について 宮本2-6付近道路陥没の抜本対策については、全体的な道路整備が必要となり、さいたま市のスマイル整備事業による対応となります。スマイル整備事業による対応は沿道住民の皆様のご同意が必要などの条件がありますので、手続きの詳細について南部建設事務所道路維持課に直接ご相談ください。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】</p> <p>② 交通規制について 大型車の通行禁止については、所管が浦和東警察署交通課となります。 7月7日(木)に、この要望内容を浦和東警察署交通課の担当者に文書にて提出いたしました。 【浦和東警察署】</p> <p>③ 現道の交通安全対策について 緑区役所くらし応援室では、7月27日(水)に、こぐま保育園から南方向に向かった横断歩道付近の電柱に「横断歩道ありスピード落とせ!!」という車両に対する注意喚起の電柱幕を3枚設置しました。 【緑区役所 くらし応援室】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	議題の内容	回答
8	<p>・道祖土小へ登下校する児童を交通事故から守るための取組みについて 道祖土一丁目～四丁目は幹線道路を除くと極めて道路が狭く、また児童の登下校時間と重なる朝の通勤時間は、国道463号への抜け道として交通量が多いにもかかわらず、スクールゾーンや一方通行は設定されておりません。 特に、最近目立つのが、道祖土釣り堀跡に設立された「るい保育園」への、父兄の運転する送迎車が頻繁に見受けられますが、時には慌ただしい運転にも見えます。朝の登校通学班で列を連ねて歩行している脇を慌ただしく走行することが見受けられます。</p> <p>このような危険な状況に対し、注意看板や横断歩道、歩行者用の仕切りなどは道路が狭いため、ほとんど設置できていないのが実態です。</p> <p>そこで、道路上に「登下校児童に注意する」旨の注意喚起文字を書く方法やスクールゾーン、一方通行道路の設定など総合的に検討すべきであると思います。</p> <p>事故が起こってからでは遅いので、是非、前向きに取り組んでいただきたい。</p>	<p>ご指摘いただいた、道祖土地区の道祖土1丁目～4丁目付近の交通安全対策について、総合的な取り組みを講ずるべく、7月26日(火)に、浦和東警察署交通課、南部建設事務所道路安全対策課、緑区役所暮らし応援室にて「るい保育園」周辺の道路の現場診断を実施いたしました。</p> <p>その結果、緑区役所暮らし応援室では当該道路の数か所に、車両に対する注意喚起の看板設置に向けて検討してまいります。</p> <p>【緑区役所 暮らし応援室】</p>
9	<p>・おぶさと住宅内にかかる車両速度オーバー対策について 東浦和方面から馬場折返場前を通り、ふるさと幼稚園・厚澤食堂に至る道路が50km/h制限となっているが、交差点(信号)を過ぎ、セブンイレブンや北宿公園を通るおぶさと住宅内は30km/h制限となっています。</p> <p>特に、青信号で直進通過する場合、50km/hから30km/hにすぐに減速するには無理があり、現実的にはかなりの速度で草草特別支援学校へ通り抜ける車両が多いです。</p> <p>少なくとも、ふるさと幼稚園あたりから速度制限を40km/hにするなど段階的に制限速度を下げてください。</p>	<p>ご指摘いただいた「車両の速度オーバー対策としての段階的な速度制限」につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。</p> <p>7月7日(木)に、この要望内容を浦和東警察署交通課の担当者に文書でお伝えいたしました。</p> <p>【浦和東警察署】</p>
10	<p>・北向き地蔵前横断歩道の対策について 北宿通りの北向き地蔵前に設置されている横断歩道は、朝夕かかわらず日中でも利用者が多い。</p> <p>また、横断歩道のすぐ横には東武バス・国際興業バスの停留所があり、多くの人々が利用している。乗降のため、バスが停車するとバス後部が横断歩道を占拠するため、横断歩道者は歩道域を回避しなければ横断できない。渋滞や横道から車の飛び出しもあり、早急に改善が必要な横断歩道です。</p> <p>改善は「元町三室線」の延伸計画の整備に組み込まれていますか。もし、「元町三室線」と関連がなくても、①横断歩道、ないし②バス停の移設により問題の解消を図っていただきたい。</p>	<p>① 横断歩道の移設について ご要望の「横断歩道の移設」につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。</p> <p>この要望内容を、7月7日(木)に浦和東警察署交通課の担当者に文書にて提出いたしました。</p> <p>なお、緑区役所暮らし応援室では、7月27日(水)に、横断歩道を渡る歩行者の保護のために「横断歩道あり 歩行者優先!!」という車両に対する注意喚起の看板を2枚設置しました。</p> <p>【浦和東警察署、緑区役所 暮らし応援室】</p> <p>② バス停の移設協議について 交通安全上問題と思われるバス停の解消につきましては、A,B,Cの3段階で優先度を設け、優先度の高いAから安全対策を実施しており、対象バス停については優先度がBとなっています。</p> <p>また、安全対策の実施につきましては、警察や道路管理者等の協力を得ながら取り組んでいるところです。</p> <p>今回の内容を、当該場所にバス停を設置している、国際興業株式会社と東武バスウエスト株式会社にお伝えしたところ、「優先度の高いバス停から順次対応を行っており、当該バス停に関しても、移設の検討をしている。」との回答を伺っております。</p> <p>本市といたしましても、早期解消するよう国際興業株式会社と東武バスウエスト株式会社に申し入れました。</p> <p>【都市局 都市計画部 交通政策課】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（8月）

No.	議題の内容	回答
11	<p>・埼玉県教育センター跡地の公園整備計画の進捗について 跡地の「防災公園」計画は、令和2年度既存建物等の撤去、令和5・6年度公園化工事、6年完成と伺っているが、計画の進捗は予定通りでしょうか。完成を待望しています。</p>	<p>（仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園につきましては、令和7年度に、防災機能を有する都市公園として開設することを目指し、現在、公民連携での取組を推進しております。 【都市局 みどり公園推進部 都市公園課】</p>
12	<p>・見沼代用水西縁沿い（忠兵衛橋から大古里橋間）の車両通行禁止と遊歩道用柵の設置について 見沼代用水西縁沿いは、さいたま市の誇る桜並木となっております。1年を通して市民の散歩道、憩いの場所となっております。しかし、現在は、車両が入れるため、時に歩行者には危険な状態となっております。車両が入れないように柵の設置等を要望します。</p>	<p>御要望いただいた車止めの設置等については、代用水の管理上の問題や課題がありますので、施設管理者である見沼代用水土地改良区等と引き続き協議を行いながら、検討してまいります。 【都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課】</p>
13	<p>・見沼代用水西縁歩道防護柵の改善について 片側歩道ですが、防護柵が続いていて出入口が少なく、また歩道が季節によっては雑草で覆われて歩行が困難となり、車道を歩かざるを得ない状況となっております。 昨年度、改善の要望を提出したところ、次のような回答いただきました。</p> <p>① 歩道の防護柵について 「見沼代用水沿いの防護柵についてですが、一中略一、今年度中に50m間隔で開口部を2か所設けることを予定しております。」 これについて、令和4年5月24日時点で変更されていませんので、引き続きお願いいたします。</p> <p>② 雑草対策について 「見沼代用水の除草は、一中略一、回数を増やすことや時期を変えることは困難です 一後略一」 これについて、除草対応が困難であれば、草の根元を舗装してもらいたい。</p>	<p>① 歩道の防護柵について 防護柵の開口につきまして、2箇所設けさせていただきました。</p> <p>② 雑草対策（歩道の舗装）について 現況を確認させていただき、見沼代用水の敷地内は市が施工することはできませんが、道路側の防護柵の根元からも草が生えており、歩行に支障をきたしているため、その部分の舗装は一部打替えを検討いたします。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】</p>
14	<p>・信号機下部の名称プレートの設置 近年、コロナ禍になって、他県ナンバーの車を多く見かけるようになりました。 我々も知人が訪ねて来る時に、「〇〇の信号機のか所を曲がって」等、説明しやすいことがあります。 そこで、近隣の主要信号機の下部に、「松木」や「芝原小学校前」等の名称プレートを設置していただきたい。</p>	<p>主要信号機の下部への地点名標識は、市民の皆様からのご要望を受け、設置箇所や表示文言等について、関係部署や警察署へ交通や周辺環境等に支障がないかを確認した上で設置しております。 具体的な設置希望箇所や表示したい文言等をご検討の上、土木管理課までご相談ください。 【建設局 南部建設事務所 土木管理課】</p>
15	<p>・ビバホーム道祖土店南側（北宿通り北側）への歩道の設置について 現在、ビバホーム道祖土店（以下、ビバホーム）の南側には、歩道が設置されていません。 北宿通りは年々交通量が多くなり、北側を通行する歩行者は安全上、ビバホーム南東と西側の出入口を利用し、ビバホームの中を横切っている人がほとんどです。 ビバホームを挟んで東側と西側には歩道があり、ビバホームの前だけが取り残されている状況です。 ビバホーム南側の塀から北側へ約1.5m程度バックし、そこに歩道を設置してはどうか。歩道設置にあたっては、土地所有者等の理解と支援が必要なのは言うまでもないが、今のままでは交通事故の発生等が予想されるので、改善を希望します。</p>	<p>都市計画道路をはじめとする幹線道路を優先的に整備するため、現在、「さいたま市道路整備計画（第3期）」を策定し、限られた財源の中で早期に整備効果の発現が期待される路線を選定し、事業を実施しております。 要望にありますビバホーム道祖土店南側につきましては、都市計画道路元町三室線として都市計画決定されていますが、整備時期は未定です。 次期整備計画以降において検討してまいります。 なお、当該未整備区間以外の歩道につきましては、東側は道祖土交差点整備、西側は大東土地区画整理事業により整備されています。 【建設局 土木部 道路計画課】</p>